

# 経済建設常任委員会会議録

平成24年6月20日(水)

(開会) 13:00

(閉会) 13:40

案 件

## 1. 所管事務調査

(明星寺地区採石場周辺市道について)

委員長

ただいまから、経済建設委員会を開会いたします。

「明星寺地区採石場周辺市道について」を議題といたします。執行部に説明を求めます。

土木管理課長

では、6月13日に開催されました委員会後の経過につきまして、ご報告いたします。

6月17日、日曜日、午後1時30分より潤野小学校におきまして、明星寺団地自治会長をはじめ、鎮西地区住民の皆様にご参加いただきまして地元説明会を開催いたしました。

市道敷きの一部を拡幅整備し、2カ所に待避所を設置する自費施工承認の申請及び交通誘導員の配置による大型車の通行認定申請が提出されましたことを報告し、その内容につきまして今回の待避所設置案は道路構造令第30条に則った、将来にわたっての道路改善策であることから、道路管理者としては検討に値するものであると考えていること、また交通誘導員の配置策が自費施工実施までの現実的で効果が見込まれる措置と考えられたことから、道路管理者として通行認定を行った上で待避所設置の自費施工の協議を行うことが適当と判断している。このことから6月15日までの期限を切って、5月30日に大型車の通行認定を行っておる。また6月12日には更新の手続、大型車の通行認定につきまして更新の手続申請がされており、住民の皆様にはこの現状の改善に一定の効果が見られることから、認定の更新を予定していることをあわせて説明させていただきました。

住民の皆様からは、大型車を完全に通行止めしてくださいという意見が大半を占めておりました。

翌日6月18日に大型車の通行認定の更新手続を行っておりました嘉飯山砂利建設、太平建設、イブキアメニティサービスに対しまして通行認定の更新を行いましたけども、この18日、19日の両日、認定条件となります交通誘導員を配置せずに大型車を通行させました嘉飯山砂利建設に対しまして、本日、認定条件違反により認定の取り消しを通知する文書をお渡しに行きましたけども、受け取りを拒否されたため、郵送する手続を行っております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

秀村委員

すみません、1点お願いいたします。先ほど3社に更新の手続をされたとおっしゃいましたが、この取り消しですかね、これは嘉飯山砂利建設だけですか、それとも3社ともですか。

土木管理課長

違反事例は現在のところ嘉飯山砂利建設株式会社でございますが、この交通誘導員を設置しておりますのは嘉飯山砂利建設でございます。太平建設、イブキアメニティに関しましてはこの嘉飯山砂利建設の交通誘導員を介して、大型車の通行をする認定でございますので、これから通行認定の取り消しの手続に入りたいと思っております。

都市建設部長

18、19日に通行しましたのは、嘉飯山砂利建設の大型車でございます。よって、嘉飯山砂利建設に対し、通行認定の取り消しを行うというものでございます。

秀村委員

ですから、あとの2社はどのような扱いになるのですか。

都市建設部長

現在のところはそのままでございます。ただしガードマン等の配置がなければ通れないと、また違反ということになるかと思えます。

委員長

他に質疑はありませんか。

道祖委員

で、現状どうなんですか、現状。

都市建設部長

現在はきょうの朝7時30分頃からガードマンの設置があり、当初認定が出ておったような状況で通行をしているようでございます。

道祖委員

ということは、嘉飯山砂利建設株式会社ですか、そこは認定取り消しで、他の2社についてはガードマンが立っているから通行は認定しているということでもいいですか、認定許可していると。

都市建設部長

現在のところはそういうことになります。

委員長

他に質疑はありませんか。

小幡委員

ちょっと今の関連ですね。いま説明で、嘉飯山砂利建設に対して許可を出したと。イブキアメニティと太平建設には出してないんですか。

土木管理課長

現時点では、残りの2社には取り消しの通知は行っておりません。通行認定は18日に出しております。2社を含め嘉飯山砂利建設、3社に出しております。

小幡委員

よくわかりません。嘉飯山砂利建設が代表で出したわけ。代表で出して、あとの2社も含めたところで代表として出されたんですか。それとも、太平さんもイブキさんもそれぞれ出して来られたんですか。

土木管理課長

それぞれの会社が独自に通行認定申請をされて、許可をしております。

小幡委員

ちょっと報告事項に対して、ちょっとクレームをつけたいんですけどね。17日、潤野小学校体育館の説明会は私も聞きに行きましたよ。もう内容はご存じですよ、おられましたから皆さん。18日に通行許可出したんでしょう。その出したときは、我々議員は本会議中ですよ。閉会中じゃありませんよね。そのとき、なぜ認定を出したという報告をしなかったか、まず教えてください。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:10

再 開 13:12

委員会を再開いたします。

都市建設部長

先日の臨時委員会後の部分では、25日でいろんなその状況報告というものをしようという考えでございました。その中で認定を出したということについての報告をしなかったということについては、考えが甘かったといえますか、そういう方向で。きょうは取り消しの部分がありましたので、急ぎで臨時の委員会をお願いしたというところでございます。

小幡委員

いま流れの説明を聞いたわけじゃないんですよ。都合のいいときだけ開きなさんなということ、我々の委員会を勝手に使わないでくれと言っているわけですね。約束は約束で、ちゃんと報告をするということですから、許可をしたこともちゃんと報告する。きょうの問題も報告するという約束で、委員会を我々と執行部とでちゃんと話し合っているんですよ。委員長がちゃんと申し出ているんですよ。それを自分たちの都合のいいことだけ報告してね、報告しないということに対して委員会の進め方について私は言っているんですよ。こういう流れになりましたってのはわかってるんですよ。だから、今後どうするかということはこの前、臨時委員会まで開いてやったんですよ。だから再度ですけど、委員長、ちょっと諮っていただきたいんですけど、今後継続審査で今やってるんですよ。どういう報告の仕方をきちんとするのか、ルールをしっかりと決めていただきたいんですけど。お諮りください。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:14

再開 13:17

委員会を再開いたします。

明星寺地区採石場周辺市道についての今後いろんなことがありましたら、随時ですね、正副委員長を通じて各委員さんに早めに何でも通達するようにお願いいたします。そういうことで、今後きちんとできますかね。

都市建設部長

十分に事前に報告をしたいと思います。

委員長

それでは進めます。

小幡委員

そのように委員長、よろしく申し上げます。

本題に入ります。それで、嘉飯山砂利建設とイブキアメニティと太平建設さん、これにどのような特殊車両の通行許可申請がどのような申請が出て、どのような認定で通行許可を出したのか、資料要求したいんですけども、その資料を要求できますでしょうか。

委員長

執行部にお尋ねしますが、ただいま小幡委員からの要求のあつていす資料が提出できますか。

都市建設部長

提出できます。

委員長

ただいま小幡委員からの要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

小幡委員

資料要求の分ですが、5月29日、5月30日に出した通行認定の許可と6月18日ですかね。2回出しましたよね。その2回出された分の資料要求です。もう一度確認してください。

委員長

ただいま、小幡委員からの要求のあっています資料が提出できますか。

都市建設部長

提出できます。

委員長

お諮りいたします。ただいま小幡委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:20

再 開 13:21

委員会を再開いたします。

他に質疑はありませんか。

吉田委員

確認させていただきたいんですけど、通行許可をした先は3社ということなんですけど、台数的には各社ごとにわかりますか。

土木管理課長

嘉飯山砂利建設株式会社、こちらが13台です。それから太平建設、こちらが1台でございます。それからイブキアメニティサービス、こちらが1台。合計15台となっております。

吉田委員

通行許可を延長したというご報告でしたけれども、それに対する通行条件についてもう一度確認したいんですけど、その分をお願いしたいんですけど。

委員長

今の質疑の分は資料に含まれていますか。

土木管理課長

資料に含まれております。

吉田委員

後ほどでよろしいです。

委員長

他に質疑はありませんか。

道祖委員

通行認定取り消しということで持って行ったら受け取らなかったと、郵送しますという答弁でしたけれど、これ通行認定の取り消しの期限というのはどういうふうになっておりますか。条件違反だから認定してたやつを取り消すわけですよ。確かこれ、月末まででしたよね。月末過ぎたら、再度申請したら通行許可が出る、認定されるのかとか、そういうことですよ。どういうふうになっていくのかなと。

都市建設部長

現段階ではなかなか申し上げられませんが、弁護士等と相談しながらやっていきたいと思っております。

道祖委員

その辺は法的な問題やいろいろ出てくるから、いま部長の答弁で結構なんですけれど、先ほど小幡委員からいろいろ指摘されておりましたけど、その方向性が出たらですね、きちんと。

25日も委員会ありますので、考え方を整理してですね、きちんと委員会に報告していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長

他に質疑はありませんか。

松延委員

1点だけお尋ねします。いま道祖委員からも聞かれましたけれども、認定の取り消しを行い、渡しに行ったが拒否されたということで、拒否されてもですね、執行部はそういうふうに行うとしておられますので、これを貫く方法は1つあるとは思いますが、何でかと申しますと、もうちょっと執行部しっかりしていただきたいと思う発端になったのは、5月末の制限措置命令を出して次の日に通行許可申請が出ると、それをすぐ下ろすと。ここに1つ、私も不信に思っております。今回、この取り消しの、要するに送付されたということですから、この点、送付されたのは間違いないんですか。どういう方法で送付されたんですか。

都市建設部次長

まだ送っておりません。配達証明で送るようにしております、確認はしておりませんが。

委員長

確認させましょうか。

松延委員

今ちょっと言葉出てましたけどね。行政的な手続で内容証明書付で送付することが、私は第一と思うんですよ。何でかと言うと、先ほどの5月末の例と、今回もそういうふうの方針を決定されたんですからね。執行部がひとつもぶれずにやらんから、またその通行の許可の申請とかいうのが、僕は出てきたと思うんですよ。だから執行部、そこら辺のところしっかりしてくださいよ。ぶれんでやってくださいよ。あまりぶれるもんですから、先ほどの臨時委員会も何回も開いたり、4月20日からですよ。こういう結果になるんですからですね。自信持ってやってくださいよ。あなたたちが一所懸命やったら、議会もちゃんとあとしますよ。以上です。

委員長

他に質疑はありませんか。

瀬戸委員

いま通行認定取り消しということで、これ相手に渡らないと取り消したことにはならないんですか、法的に。

それともう1つですね、通行認定取り消しになって、いま現在通った場合、いま2社のイブキアメニティサービスと太平建設さんの車が1台ずつということで、例えば嘉飯砂利建設の車が通ったと、それに対しての処置はどうなるんですか。

土木管理課長

ただいま措置命令を行っている車両につきましては、措置命令違反ということで手続を踏んでいきます。あと措置命令を出していない部分につきましては、現認次第措置命令、それから後の法的手続、告発等に移っていくというような手順となります。

瀬戸委員

措置命令を出したと、それに違反したと。通行認定でやろうとして、通行認定の条件を守らなかったと。だから違反ですよと、措置命令違反ですよと。そうすればいま言ったように、それで止まってしまえば、それが通ってなければ別に問題ないんでしょうけど、通っている場合ですよ。いま言ったような法的な手段に訴えると。どういう手段なんですか。

副市長

これについては以前にも担当のほうから説明したかもわかりませんが、私から申し上げますと、これには顧問弁護士等の見解も伺っております。ですから、継続性、反復性ということを確認するために一定の時間を要する。それときちとした事実関係、うちのほうもいま現在職

員を張り付けておりますけども、そういうことを含めてですね、基本的には2週間程度でそういういろんな証拠固めから、変な言い方ですけど、そういう事実の積み上げ、そういうものを揃えて告発するということになるうと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

小幡委員

資料が来るまでにちょっとお尋ねします。先ほど15台車両許可してますという話でしたが、先ほどの報告で18日、19日、この2日間でこの15台のうちの何台が通って、何台に対して措置命令を出されているんですか。そこを教えてください。

土木管理課長

18日の月曜日は2台の車が合わせて5往復、合計10回ということになります。19日、こちらは1台の車が1往復ということになります。

小幡委員

13台、計15台、嘉飯山砂利においては13台許可しておるんですよね、大型ダンプの車両。そのうちの2台と1台、要は種類でいけば3台分、合計、違反したのは。それちょっと明確に。

土木管理課長

2日間にまたがって2台の車がそれぞれ往復をしておるということでございます。種類的には2台です。

小幡委員

台数はいいんですよ。その13台の許可した大型ダンプのうちの何台が違反をしたんですか。

土木管理課長

2台の車でございます。

小幡委員

ということは、13台許可しました。2台は違反しました。11台は通ってないわけですね。

土木管理課長

そのとおりでございます。

小幡委員

じゃあ、残り11台違反してないのは通していいということで、執行部は考えているんですか。

土木管理課長

この認定申請は事業者のほうから所有している自動車に対しての認定申請でございますので、取り消しは事業者が申請されました車両全てを取り消すという形になります。

小幡委員

じゃあ先ほど、今ガードマンがちゃんと立って通行可能な状態にしているみたいですが、それはどういうこと。後の太平さんとイブキさんは通していいよということですね。そういう見解。嘉飯山砂利建設さんの13台は通れないという現状に今なってるのかだけ確認したいんですけど。

都市建設部長

きょう口頭で伝えに行き、手渡しをしようとしたけど、受け取りを拒否された。それからそれを郵送の手続を今していると。そこら辺のところ、法的なものがどこの時点でどうなるのかというものを、ちょっと今のところ認識をよくしておりません。それを見ながら現場のほうは通行車両の部分の調査をやっておりますので、その中で判断していきたいというふうに考えております。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:32

再開 13:38

委員会を再開いたします。

資料の量が多いので今日中に配付ができるように段取りをいたしますので、ご了承願います。  
他に質疑はありませんか。

小幡委員

資料についてはそれで結構です。

最後に1点。嘉飯山砂利建設さんからの自費施工による申請が出ておりますが、それは取り下げはあってませんね。現在も申請中。その確認だけよろしく願います。教えてください。

土木管理課長

現在まで申請の取り下げはあっておりません。

委員長

他に質疑はありませんか。

( 他になし )

お諮りいたします。本件については、継続審査とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。  
これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。